

2023 年 6 月

## Contents

- I. 【インド】インドにおけるロイヤリティ及び技術役務への対価の税率の引き上げ
- II. 【メキシコ】営業秘密に関する規制（2）
- III. 【シンガポール】シンガポールの外国人従業員を対象とする COMPASS 制度の評価基準と医療保険の強制加入に関する最新情報
- IV. 【タイ】ラベル表示規制の追加的改定

## I. 【インド】インドにおけるロイヤリティ及び技術役務への対価の税率の引き上げ

インドでは、各年度の予算成立の度に、予算のための法律(Finance Act)を成立させているが、2023 年度の予算のための法律である Finance Act, 2023 において、ロイヤリティ(royalty)及び技術役務(fee for technical services)の税率の引き上げと、それに伴う源泉徴収額の引き上げが盛り込まれた。同法は、年度開始日である 2023 年 4 月 1 日に施行されている。

具体的には、ロイヤリティ及び技術役務に適用される税率は 2022 年度までは 10%(税金自体に課される surcharge(付加税)5%と、surcharge 付加後の合計税率 10.5%に課せられる cess(健康教育目的税)4%により、実効税率は 10.92%)であったのに対し、2023 年度は 20%(同様の計算により実効税率は 21.84%)に引き上げられている。また、インドでは、ロイヤリティ及び技術役務に適用される税金は、全額源泉徴収課税となるため、上記税率自体の引き上げに伴い、源泉税率も 10.92%から 21.84%に引き上げられている。

「ロイヤリティ」とは、技術や商標等のライセンス契約や技術援助契約に基づいて受け取る対価を意味する。インドに進出している日本企業(特に製造業)の多くは、インドの子会社や合併会社に対し、技術や商標等のライセンス契約や技術援助契約に基づいて技術援助を行い、その対価としてロイヤリティを受け取っていることから、本改正の影響を受けることになると思われる。

また、「技術役務」には、技術的なサービスだけではなく、インドに対して提供されるアドバイザー業務等の対価も含まれるため、たとえばインドの子会社や合併会社に対して経営サポート等のコンサルティング業務を行い、その対価を受領している日本企業も、本改正の影響を受けることになると思われる。

## 1. 日印租税条約上の税率の適用を受けるための条件

### (1) 日印租税条約上のロイヤリティ及び技術役務に適用される税率

上述した 2022 年度及び 2023 年度の税率は、あくまでインドの国内法で定められた税率であり、日本とインドの間でロイヤリティや技術役務の支払いがなされる場合の税率については、本来、二国間の租税条約である日印租税条約が適用されるはずである(ただし、下記(2)で述べる通り、インドは、国内法で日印租税条約の適用範囲を事実上限定しているため、実際にインドから日本への支払いに際して日印租税条約上の税率の適用を受けることは容易ではない。 )。

そして、日印租税条約上のロイヤリティや技術役務の支払いに対する税率は 10%と定められており、またこの全額が支払いを行う側の国において源泉徴収されることとされている。

そのため、本来であれば、日本とインドの間でロイヤリティや技術役務の支払いがなされる場合には、日印租税条約に基づいて 10%の源泉徴収を、支払いを行う側の国において行えば良いはずである。実際に、日本からインドに対してロイヤリティや技術役務の支払い(コンサルタントや会計士、弁護士等への報酬の支払いも含まれる。)が行われる場合、(日印租税条約上の届出を行うことを前提として)特に条件なく、この 10%という税率が適用されている。

### (2) 従来の経緯と税率上昇の影響

一方、インドは、従来、その国内法において、外国居住者がインドにおいて二国間租税条約上の税率の適用を受けたい場合、当該外国居住者に対し、インド国内で税務番号(permanent account number (PAN))を取得することや、インドで税務申告を行うこと等の条件を課してきた。

これは、本来、双方国の居住者に対して公平、平等に適用されるべき二国間租税条約を、インド側が国内法により一方的に外国居住者に対する適用条件を設定することで、当該条件を満たせない外国居住者に対して実質的に二国間租税条約の適用を阻害するものとして、これまでも諸外国から批判されてきたところである。外国側では、インド居住者に対する二国間租税条約の適用条件を設定していない国も多く、実際に、たとえば日本においては、日本からインドにロイヤリティや技術役務の支払いを行うにあたり、インド居住者側が「10%」という日印租税条約上の税率の適用を享受するための条件(例：インド居住者において日本のマイナンバーや法人番号を取得すること、日本で税務申告すること等)は特に設定されていない。

しかしながら、2022 年度までは、少なくとも日本企業においては、この問題が先鋭化することはあまりなかった。上述の通り、2022 年度までは、インドにおけるロイヤリティや技術役務の支払いに対する税率は 10%とされており、surcharge や cess を含めてもなお、実効税率は 10.92%であったことから、日印租税条約上のロイヤリティや技術役務の支払いに対する税率である 10%とあまり差がなかった。

そのため、日本企業は、インドのライセンス企業や子会社等からロイヤリティや技術役務の支払いを受けるに際し、日印租税条約上の税率である 10%から 0.92%だけ高いだけのインド国内法上の 10.92%という税率を甘受することで、インドで PAN を取得したり、インドで税務申告したりする手間を避けることができた。

しかしながら、上述の通り、2023 年度の予算により、2023 年度はインド国内法上のロイヤリティや技術役務の支払いに適用される税率は 20%(実効税率は 21.84%)に引き上げられている。これは、日印租税条約上の税率である 10%の 2 倍以上の税率であり、日印租税条約上の税率の適用を受けない日本企業にとっては、従来の倍以上の税負担が生じることになってしまう。しかも、日本法上、二国間租税条約が定められている場合、当該租税条約において定められている税率以上の外国税額控除を受けることはできないため、11.84%分についてはそのまま日本企業側のコストとなってしまう。

すなわち、2023 年度以降は、日印租税条約の適用を受けない限り、日本企業がインドのライセンシー企業や子会社等から受領するロイヤリティや技術役務の支払いについては、実質的に 10%以上減額されるのと同じということになる。

### (3) 日印租税条約上の税率の適用を受けるためのインド側の条件

日本企業が、上述のようなロイヤリティや技術役務の支払いの実質的減額を避けたい場合、日印租税条約上の税率の適用を受けるしかないが、インド側は、その国内法により、インド居住者からロイヤリティや技術役務の支払いを受け取る外国居住者が二国間租税条約の適用を受けるためには、当該外国居住者において、以下の条件を全て満たす必要があるとしている。

- ① tax residency certificate の提出
- ② インド国内に PE がないことの誓約書(declaration of no permanent establishment)の提出
- ③ Form 10F と呼ばれる書式の提出(※2023 年 10 月 1 日以降はオンライン提出のみ受け付け)
- ④ (二国間租税条約上の税率が、インド国内法上の税率を下回る場合)インド国内での税務申告

一般に、①と②はそれほど大変ではないが、③と④は、外国居住者側に相当の負担を生じさせるものであり、実質的に外国居住者が二国間租税条約の適用を受けるハードルになってしまっている。

日本についていえば、①は日本の税務署から比較的容易に取得でき、また②は書式にのっとって記載すれば良いことから、こちらも比較的容易に提出できる。

一方で、③については、2023 年 10 月 1 日以降にオンラインでインドの税務当局に Form 10F を提出する場合、当該外国居住者において税務番号(permanent account number (PAN))と、デジタル署名証明書(digital signature certificate (DSC))を取得する必要があることから、この条件を満たすためには PAN と DSC とを取得する必要があり、相当の手間がかかる。

さらに、④について、日本企業が日印租税条約上の税率の適用を受けたい場合、インドでの毎年の税務申告が必要となる。インド居住者からのロイヤリティや技術役務の支払い以外に、インド国内で何らかの収入がある日本企業にとっては、インド国内での税務申告はいずれにせよやらなければならないことであるため、この条件はそれほどのハードルにはならないと思われるが、そうでない日本企業にとっては、毎年、手間と時間と費用をかけて、インドで税務申告を実施しなければならないということになってしまう。

### (4) PAN 取得、税務申告を行う場合のリスク

非居住者がインドにおいて PAN を取得し、また税務申告を行う場合、単に事務的に手間、コストがかかる、ということとどまらず、「インドの税務当局に存在を認識され、将来的に、インドの税務当局から何らかの課税処分的主張を受けるリスク」が高まってしまうことになる。

インドの税務当局は、我が国における実務と比して、積極的に(ともすれば、強引、不合理とも思われるロジックで)課税処分を実施してくることが少なくなく、実際に多くの日系企業がそのような課税処分を受けている。インドの税務当局による課税処分の多くは、不服申立ての上訴審たる Income Tax Appellate Tribunal (ITAT)や Customs, Excise and Service Tax Appellate Tribunal (CESTAT)で取り消されており(統計上、不服が申立てられた事案のうち、7 割以上もの事案が課税処分取消の対象となっているようである。)、予期しない課税処分がなされたとしても、最終的には勝訴し、取り消しを受けることができる可能性が相当にあると言える。

しかしながら、最終的に勝訴し、課税処分取消の判断を得られるまでには、上訴審と併せて5~10 年程

度の時間がかかることも珍しくなく、日本円で合計数千万円を超える弁護士費用がかかることも少なくない。そのため、インドの税務当局から予期しない課税処分主張を受けた場合、結果として課税処分が取り消されたとしても、手間、時間、費用の面において、日本企業側は大きなダメージを受けてしまうことになる。

そのため、日本企業がインドにおいて PAN を取得し、また税務申告を行うことは、単に事務的な手間、コストの問題だけではなく、上記リスクへのエクスポージャーを高めることを意味することになる。

## 2. 日本企業の対応方針

まず、現時点において、既にインドで PAN を取得しており、かつ税務申告を行っている日本企業については、インドのライセンシー企業や子会社等からのロイヤリティや技術役務の支払いを受けるに際し、日印租税条約の適用を受けるべく、必要書類を提出した方が良いと思われる。これらの日本企業については、ロイヤリティや技術役務の支払いについて、日印租税条約上の 10% の税率の適用を受けるための条件を満たしたとしても、大きな手間はかからず、また新たなリスクへのエクスポージャーを高めるとも言えないためである。

一方で、現時点において、インドで PAN を取得しておらず、(あるいは取得していても)インドで税務申告を行っていない日本企業については、インドのライセンシー企業や子会社等からのロイヤリティや技術役務の支払いを受けるに際し、日印租税条約の適用を受けるかどうかは慎重に判断した方が良いと思われる。これらの日本企業については、PAN や DSC を取得したり、インドで毎年の税務申告を行うことについて、手間、時間、費用がかかる上、「インドの税務当局に存在を認識され、将来的に、インドの税務当局から何らかの追徴課税の主張を受けるリスク」へのエクスポージャーを高めることになるためである。そのため、これらの日本企業においては、現時点で受領しているインドのライセンシー企業や子会社等からのロイヤリティや技術役務の金額や、今後のインドへの関与の度合いの予定等を踏まえ、10% の税率の適用を受けることのメリットと、上に述べたようなデメリットを比較衡量した上で、日印租税条約上の税率の適用を受けるかどうかを判断すべきと考えられる。

## 3. 終わりに

2023 年度予算におけるロイヤリティ及び技術役務に適用される税率の引き上げは、インド政府が提出した当初予算案には含まれておらず、国会審議における検討の最終段階において追加されたものである。そのため、多くの人にとって、やや唐突感のある改正であった。

現状、日印租税条約上の税率については、日本からインドに支払いを行う場合には、無条件で適用されるのに対し、インドから日本に支払いを行う場合には、上記 1 の(3)で述べたような様々な条件が課されることから、結果的に、日本の居住者にとって不平等、不公平となってしまうようにも思われる。この点については、二国間租税条約の平等性、公平性の維持の観点から、今後、日本政府からインド政府への是正に向けた働き掛けも待たれるところである。

### 【インド】

弁護士 琴浦 諒

弁護士 大河内 亮



## Ⅱ.【メキシコ】営業秘密に関する規制（2）

### 1. はじめに

前稿([こちら](#)の 1 頁から 3 頁)ではメキシコ営業秘密規制の改正の背景と規制の概要を解説した。本稿では保護の対象となる「営業秘密(*Secreto Industria*)」および禁止される「不正流用(*Apropiación Indevida*)」の内容を中心に関連するルールを解説する。

### 2. 営業秘密(*Secreto Industria*)

営業秘密は、(1) 秘密情報として管理されている産業上または商業上の応用情報であって、(2) 経済活動の遂行における第三者に対する競争上または経済上の優位性の獲得または維持に資する情報で、(3) 十分な手段またはシステムの採用によりその秘密保持とアクセス制限がなされている情報をいう<sup>1</sup>。改正後のメキシコ営業秘密規制では営業秘密にあたりうる情報の範囲が広範となっており、(3)の要件を満たすことが最大のポイントであるといえる。

営業秘密として保護されるためには行政当局への届出も登録も要求されていないが、上記のとおり十分な保護措置を講じる必要がある。法はこの十分な保護措置の具体的な内容を定めていないが、日本の場合と同様に営業秘密とされるべき情報が記録された媒体とそうでない情報のみが記録された媒体を区別すること、秘密情報である旨を表示すること、パスワードの設定や金庫への保管等により情報にアクセス可能な者を限定することおよび情報にアクセス可能な者との間で秘密保持契約を締結することなどの対応が必要であろうと思われる<sup>2</sup>。技術支援契約やエンジニアリング契約において営業秘密を保護するために秘密保持条項を設ける場合にはかかる秘密保持条項が秘密保護の範囲を明確にしなければならない<sup>3</sup>。なお、営業秘密の保管は書類に記載するのでも電磁的方法による記録でもよく、また将来開発される記録媒体による保存も認められる<sup>4</sup>。

メキシコ営業秘密規制は営業秘密に含まれない情報についても明記している<sup>5</sup>。具体的には、通常そのような情報を利用するものに一般に知られているまたは容易にアクセス可能である情報および法律上または司法上の開示命令等により開示が要求されている情報は営業秘密に含まれない<sup>6</sup>。もともと、営業秘密の管理者が営業秘密にあたる情報を許可・承認の取得または登録等の目的で行政当局に提供した場合には、かかる情報は営業秘密に含まれない情報には当たらず、行政当局への提供後も上記の(1)から(3)の要件を満たす場合には営業秘密とみなされる<sup>7</sup>。

裁判や行政手続において営業秘密が公開されてしまうことを懸念する企業もおられると思われるところ、USMCA による要請<sup>8</sup>を踏まえ、メキシコ営業秘密規制はこのような懸念にも手当をしている<sup>9</sup>。具体的には、司法もしくは行政の手続が営業秘密に関する場合または司法もしくは行政の手続において関係者のいずれかが営業秘密の開示を要求される場合、当該事案を管轄する当局は営業秘密が関係者以外の者に開示される

---

1 産業財産保護法 163 条

2 経済産業省「[営業秘密管理指針](#)」7 頁から 13 頁参照

3 産業財産保護法 163 条

4 産業財産保護法 165 条

5 産業財産保護法 163 条

6 産業財産保護法 163 条

7 産業財産保護法 163 条

8 USMCA の 20.74 条および 20.77 条

9 産業財産保護法 169 条

のを防ぎ、その秘密性が保持されるための措置を講じなければならないとされている<sup>10</sup>。また、このような司法または行政の手続の関係者も営業秘密の開示および使用が禁止されるのであり、かかる関係者には手続の当事者のみならずその代理人、司法または行政の職員および証人等も含まれる<sup>11</sup>。

営業秘密として保護される期間について明文規定はないが、フランチャイズの場面でフランチャイジーがフランチャイズ契約の終了後も無期限で秘密保持義務を負うとされている<sup>12</sup>ことと平仄より営業秘密の保護は時間の経過のみをもって失効することはないとの見解がある。

### 3. 不正流用 (*Apropiación Indevida*)

不正流用は、商慣習に反する方法で営業秘密を取得、使用または開示し不正競争を助長することをいう<sup>13</sup>。また、営業秘密の管理者から直接に取得し利用または開示することのみならず、営業秘密が商慣習に反する方法で取得されたことを知りまたは知る合理的な理由があった第三者が管理者以外の者から営業秘密を取得、使用または開示することも含む<sup>14</sup>。

一方で、メキシコ営業秘密規制は下記が原則として不正流用にあたらないと定めている<sup>15</sup>。

- 営業秘密として主張される情報の独自の発見または創造
- 一般に公開されているまたは情報を入手した者が合法的に所有している製品等の観察、研究、分解または検査等(いわゆる、リバースエンジニアリング)
- 営業秘密であることを知らずになされる第三者からの情報の合法的な取得

なお、営業秘密の管理者は営業秘密を第三者に提供または第三者に利用許諾することができ<sup>16</sup>、かかる提供または利用許諾に基づく営業秘密の取得および使用は原則として「不正流用」とはならない。営業秘密の提供または利用許諾を受けた第三者は守秘義務を負う<sup>17</sup>。

メキシコ営業秘密規制は雇用、委任または取引関係に基づき秘密である旨を明示された営業秘密にアクセスする者が営業秘密の管理者の同意を得ずに開示することも禁止している<sup>18</sup>。さらに、他者から営業秘密を取得する目的で当該他者の従業員を雇用またはそのアドバイザー等を起用することも禁止されている<sup>19</sup>。

### 4. 求められる対応

メキシコ営業秘密規制の改正がなされてから数年が経過したものの、未だ先例が十分に集積されたとは言えず、いかなる場合に営業秘密として保護されるか(どの程度の措置を講じれば営業秘密となるか)や例外的に不正流用にあたらないとされるのかについては明瞭でない部分も残る。しかしながら、メキシコ営業秘密規制

---

10 産業財産保護法 169 条

11 産業財産保護法 169 条

12 産業財産保護法 248 条

13 産業財産保護法 163 条

14 産業財産保護法 163 条

15 産業財産保護法 164 条

16 産業財産保護法 165 条

17 産業財産保護法 165 条

18 産業財産保護法 166 条

19 産業財産保護法 167 条

の改正が USMCA という国際的な合意による要請を踏まえてなされたものであること、およびメキシコ営業秘密規制の規定が日本を含む他の法域における営業秘密に関する法令上のルールと大きく相違するものではないことから、概ね日本や他の法域における運用を参考にしつつ必要に応じてメキシコ法のカウンセルに相談するという対応が求められよう。

【メキシコ】  
弁護士 西山 洋祐

## Ⅲ.【シンガポール】シンガポールの外国人従業員を対象とする COMPASS 制度の評価基準と医療保険の強制加入に関する最新情報

### 1. はじめに

※COMPASS については、2022 年 7 月号の記事にて取り上げましたが([https://www.amt-law.com/publications/detail/publication\\_0025335\\_ja\\_001](https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0025335_ja_001))、本稿はそれをアップデートするものです。

既報のとおり、労働省(以下「MOM」)が 2022 年 3 月の予算委員会で初めて発表した Complementarity Assessment Framework(以下「COMPASS」)は、就労ビザ(以下「EP」)申請の評価を目的とするポイント制の新制度である。新規申請の場合は 2023 年 9 月 1 日、更新申請の場合は 2024 年 9 月 1 日から COMPASS 制度が適用される。シンガポールで現在外国人従業員を雇用している、または雇用する予定のある全ての雇用主が、この新制度の影響を受けることとなる。

COMPASS には、4 つの基礎基準と 2 つのボーナス基準がある。基礎基準は、給与(C1)、資格(C2)、多様性(C3)、現地雇用への貢献度(C4)の 4 項目であり、ボーナス基準は、スキルボーナス(C5)と戦略的経済優先事項(以下「SEP」)ボーナス(C6)の 2 項目である。申請者は、現行の EP 最低給与額を満たすことに加え、COMPASS で 40 点以上を獲得しなければならない。

COMPASS の採点方式に関する解説は、新方針の発表後に公表されたが、基礎基準のうち 2 項目(給与(C1)及び資格(C2))とボーナス基準(スキルボーナス(C5)及び SEP ボーナス(C6))の詳細は発表されなかった。C1 及び C2 の解説はその後公開され、2023 年 3 月 31 日、MOM は、ボーナス基準(スキルボーナス(C5)及び SEP ボーナス(C6))についても追加情報を発表した。本記事では上記についてアップデートする。

また、前述の 2022 年予算委員会において、MOM は、Work Permit 及び S パス保有者を対象とする医療保険強制加入の強化を発表した。これは、政府の医療費補助や MediShield Life や MediFund 等の国民医療制度の対象でない外国人労働者の医療費から雇用主を保護するためである。医療保険の補償範囲の強化は、2022 年 12 月までに実施される予定であったが、下記で解説している通り、実施計画が修正されている。

### 2. EP 申請における COMPASS 基礎基準の詳細

給与(C1)については、申請者の固定月給が現地の専門職・管理職・経営者・技術者(以下「PMET」)の給与水準と比較して設定されるベンチマークを満たすことで COMPASS ポイントを獲得できる。第一弾のベンチマークは、2023 年 5 月に発表され、これは 2023 年 9 月 1 日以降の EP 申請に適用される(<https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/work-passes-and-permits/compass/c1-salary-benchmarks.pdf>)。また、固定月給が 22,500 シンガポールドル以上の EP 申請者は COMPASS の適用が免除される。今後、ベンチマークは毎年 3 月に更新される。

資格(C2)に関しては、申請者は、「一流機関」で学位を取得している場合、最大となる 20 ポイントを獲得できる。一流機関の一覧は、2023 年 3 月に発表されており(<https://www.mom.gov.sg/->



</media/mom/documents/work-passes-and-permits/compass/compass-c2-list-of-top-tier-institutions.pdf>）、2023 年 9 月から適用される（現状日本の一流機関として指定されているのは、京都大学、大阪大学、東京大学、東北大学、東京工業大学のみである。）。一流機関の一覧も毎年 3 月に更新される予定である。

### 3. EP 申請における COMPASS ボーナス基準の追加情報

スキルボーナス(C5)は、シンガポールの労働市場で不足しているスキルを有する申請者を対象としたものである。MOM 及び貿易産業省は、不足職業リスト(以下「SOL」)を作成し、業界団体や政労使代表と協議の上、特定の職業を記載した。

この SOL (<https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/press-releases/2023/annex-b---shortage-occupation-list.pdf>)には、シンガポール経済の優先事項にとって戦略的に重要であり、労働力不足が顕著であると判断された 27 の職業が記載されている。MOM は、市場環境に応じて毎年 SOL を修正する可能性があり、3 年ごとに全面的な見直しが行われる。

EP 申請者の職種が SOL に含まれる場合、COMPASS で最大 20 点のボーナスポイントを獲得でき、有効期間の長い EP(5 年間)を取得できる可能性がある。ただし、ボーナスポイントに頼って COMPASS 審査を通過した EP 申請者であっても、職務経験や資格について、指定の審査会社による追加確認がさらに必要となる点に留意する必要がある。また、特定の職種に限定され、再評価がなされた後にのみ配置転換が可能となる。

SEP ボーナス(C6)は、(i)業界団体又はシンガポール全国労働組合会議の支援を受け、(ii)MOM が定める適格プログラムに参加し、(iii)現地雇用の発展に貢献した企業に対して付与される。支援企業は、2023 年 7 月末以降に MOM から通知される。

SEP ボーナスの対象となる企業は、最大 3 年間、10 ポイント獲得でき、企業に関する COMPASS 基準(多様性(C3)及び現地雇用の貢献度(C4))でそれぞれ 10 ポイント以上獲得できた場合、継続して SEP ボーナスを獲得できる。

### 4. Work Permit 及び S パス保有者に対する医療保険強制加入は二段階で実施される

Work Permit 及び S パス保有者を対象とする医療保険強制加入の強化は、以下の事項を含む。

- (i) 雇用主は、引き続き 15,000 シンガポールドルまで補償可能な保険に加入する。雇用主は、15,001 シンガポールドル以上 60,000 シンガポールドル以下の請求について、一部負担が可能となる。
- (ii) 保険適用外事項は、保険会社間で標準化される。
- (iii) 保険会社は、50 歳以下の労働者及び 51 歳以上の労働者について、年齢別保険料を提供しな

ければならない。

- (iv) 保険会社は、入院及び日帰り手術の費用を病院に直接払い戻すことが義務付けられる。

MOM は、上記全 4 項目を 2022 年末から実施するのではなく、二段階で実施すると発表した。

第一段階では、2023 年 7 月 1 日以降を開始日とする全ての保険契約、契約更新又は契約延長に (i) が適用される。15,000 シンガポールドルを超える請求は、保険会社が 75%、雇用主が 25% を負担する。

第二段階では、2025 年 7 月 1 日以降の保険契約に (ii)～(iv) が適用される。今回の強化は、補償範囲を明確化し、多くの雇用主にとって手頃な保険料を維持し、そして雇用主のキャッシュフローへの負担を軽減することを目的としている。

## 5. まとめ

総じて、COMPASS により、EP 取得可否を計画・予測しやすくなり、在シンガポールの日系企業にとって好ましい制度である。制度が柔軟であるため、ある一つの基準では 0 点となるが、他の基準で得点を取得し、合計で 40 ポイントを獲得できる候補者を検討できる可能性もある。

もっとも、一般的には、COMPASS は EP 申請のためのより厳格な制度であると認識されており、日本からの従業員を新たに雇用する、または在シンガポールの日本人従業員の数を増やそうと考えている在シンガポールの日本企業にとって、最初のハードルとなる可能性がある。とはいえ、PMET が 25 人未満の企業には、C3 及び C4 の基準で各 10 ポイントが無条件で付与され、小規模企業にとっては負担軽減となる。本制度が実際に在シンガポールの日本企業の人事計画にどのような影響を与えるのか、動向を注視したい。

### 【シンガポール】

弁護士 高橋 玄

弁護士 ジェスリン・コー

## IV. 【タイ】ラベル表示規制の追加的改定

### 1. はじめに

タイで販売するために製造または輸入される商品（以下「ラベル規制商品」という。）のラベルの表示内容については、消費者保護法（the Consumer Protection Act B.E. 2522 (1979)、以下「CPA」という。）および CPA に関する告示によって規制されているところ、その表示内容の可読性については、ラベル委員会（the Label Committee）または各省庁による特別の指定がない限り、「はっきり見えて、読みやすくなければならない」という要件しか課されていなかったが、2023 年 6 月 18 日に新たに施行されたラベル委員会による告示（Announcement of the Label Committee Re: Characteristics of the Label for Label-Controlled Goods No. 3、以下「本告示」という。）によれば、ラベル規制商品上のラベルの表示の必要サイズを定めることにより、従来原則として規範的な要件に留まっていたラベルの可読性に関する要件を数値化するに至った。

### 2. 本告示の概要

ラベル規制商品のラベルには商品の名前、量、使用目的、警告、使用期限等ラベル表示に記載することが義務付けられていた事項が CPA およびその告示において定められているが、本告示により、その記載内容のサイズについては、ラベルの表示面積に比例したものでなければならないとした上で、そのラベルに記載される文字の縦の長さを 2 ミリメートル以上（ただし、ラベルの表示面積が 35 平方ミリメートル未満の場合は 1.5 ミリメートル）としなければならないと定めた。

なお、本告示に違反した者に対する罰則としては、5 万タイバーツ以下の罰金もしくは 1 か月以下の懲役またはその両方が科されると定められており、ラベル規制商品を自ら製造せず、単に本告示によるラベル表示規制に違反して当該ラベル規制商品を販売したに過ぎない者についても、上記罰則の対象となる。

### 3. 結語

本告示は、一般消費者にとっては、購入する商品の内容を容易に理解するための手助けとなる一方で、ラベル規制商品をタイにおいて製造または販売する事業者にとっては、本告示に適応したラベルの作り直しというコストが発生する可能性があり、ラベル表示面積の限られた商品を製造または販売する事業者に対しては、影響のありうる規制である。

#### 【タイ】

弁護士 安西 明毅

弁護士 木曾 誠大

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 福家 靖成 ([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅 ([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏 ([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))  
弁護士 高橋 玄 ([gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)